

## 認証結果報告書

事業者名	株式会社 アニュー美研
事業活動	エステティック業
対象事業所	<b>【グランモア】（17店舗）</b> 大宮店、千葉店、松戸店、静岡店、豊橋店、岐阜店 モレラ岐阜店、四日市店、鈴鹿店、久居店、松阪店、 梅田店、三宮店、枚方店、姫路店、岡山店、福山店 <b>【エッセンスプラスグランモア】（6店舗）</b> 銀座店、浜松店、みよし店、栄店、京都店、徳島店 <b>【Beauty Labo HERS】（1店舗）</b> イオンタウン津城山店
対象事業所の従業員数	250人
本社所在地（本店）	愛知県名古屋市中区伊勢山2-9-6 ITビル・金山
代表者氏名及び役職	代表取締役 井上 忠一
責任者氏名及び所属・役職	代表取締役 井上 忠一

### 2. 審査基準

<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報管理 <input checked="" type="checkbox"/> 機器・衛生材料管理  <input checked="" type="checkbox"/> 防火管理 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書関係 <input checked="" type="checkbox"/> その他（広告関係・職員教育）
--

貴社は1996年に株式会社アニュー美研を設立し、エステティック分野で顧客ニーズに応え展開されている。

現在は、フェイシャルケア、ボディケア、バストケア、ブライダルエステ、脱毛を主とする総合エステティックサロンを全国に展開。

設立以来、お客様の「キレイのお手伝い」と同時に「感動していただく」ことを考え、顧客満足度を重視し運営が行われている。また、法人ポリシーや運営方針は分かりやすくホームページ内で明文化されており、サービスの取り組みについても高い意識が伺われ、今審査でもその結果に相違ない部分が多く見られた。

本審査は、『個人情報の管理』『衛生管理』『契約書関係書類』『防火管理』を重視し、審査を行った。事前に提出頂いた、認証審査書類をもとに24店舗のうち3店舗を無作為に選び、現地審査を行った。各審査項目の結果は以下にコメントする。

## ■個人情報の管理評価について

株式会社アニュー美研の個人情報の管理については、個人情報保護に留意して業務を推進しており、高い評価が出来る。

ホームページ内でも個人情報の取扱についてプライバシーポリシーが謳われている。契約時にも個人情報の取扱について、顧客に説明されている。

現地審査に赴いた3店舗とも、各PCはログインの際にパスワードの入力が求められ管理は妥当。また各パソコンにはウイルス対策ソフトがインストールされ、最新バージョンの高い状態で保護されており評価出来る。

PCのスクリーンセイバーの設定やロック画面設定がなされていない店舗があり指摘事項とさせていただいた。紙カルテなどは、鍵のかかるキャビネットでしっかり管理されており、どの店舗も高い評価ができる。

期限が過ぎたカルテも委託業者を使用し溶解破棄されて溶解記録も保存されており、破棄方法は妥当。

なお、一部職員に個人情報管理についての教育が徹底されていない事が指摘事項としてあげられるが、個人情報管理についてはおおよそ高い評価が出来、引き続き整備に努められたい。

## ■衛生管理

各施術機器について、修理伝票やメンテナンス伝票はしっかり管理されている。脱毛機器の管理に関しても、脱毛のショット数に応じてメンテナンスがされるように管理されており、教育も徹底されている。

各店舗とも清潔感があり、清掃が良く行き届いており衛生管理については本審査において高い評価が出来る。

## ■契約書（書面）関係

クーリングオフに関しては、各職員とも理解が高く顧客に対し、しっかりとした説明をされ契約されている。本審査でもロールプレイを通して各契約の説明を求めたが、適正に処理されており高く評価できる。

クーリングオフ制度に関しては、契約書面の裏側に表記され、口頭でしっかり説明されており運用は妥当。

また、中途解約の申し出があった場合、迅速かつ確実な処理と社内手続き等のフローが整備され適切に運用されている。

未成年者の施術に関しての同意書は書面として作成されている。また、未成年者の施術に関してはいかなる場合でも親権者の同意なくしては施術がなされないなど管理されている。

## ■防火管理

各サロンは大きなテナントで運営されている店舗が多く、テナントごとに年1～2回の消防訓練も適宜実施されて参加されている。

審査を行った店舗とも、消火器・消火栓の設置、避難口、警報装置がしっかり設置されており防火設備に関しては特に問題点が見当たらない。

但し、防災・防火カーテンを使用していない部分が多く見られ、現地審査の際に指摘事項として上げられ、顧客の安全からも留意する必要あり。

現地審査を行った3店舗とも防火に対する意識が希薄であったことが心配であったので教育等で意識を高めて欲しい。

防火管理に関しては大きな指摘事項もなく顧客や職員の安全という面で引き続き整備されたい。

## ■その他

### 「広告」

エステ・美容サービスに係る表示（広告）については、その全般について不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）の規制の対象となり、実際のものに比べて内容や価格が著しく優良であると示したり、有利であると誤認されるような表示を行うことは禁止されている。

本審査では下記を重点的に審査し、審査した結果、広告に関しては特に問題はなしと判断する。

1. 実際より誇張したり、誤認させる恐れのある表示
2. 急激な施術効果と誤認される恐れのある表示
3. 用語表示について、次にあげるものを使用しないこと
  - ※薬事法による広告表示・規制に抵触しないこと
  - ※根拠や事実欠ける用語
  - ※医師法・医療法・医療および医療類似行為に抵触する用語

### 「教育」

お客様に安心して通っていただけるサロンづくりのためにも多くのことを学ぶ必要があると考えますという理念のもと、ラダー別に教育システムが組み立てられ高い評価ができる。

<http://www.granmore.co.jp/recruit/career-up.html>